

「おっ、このお店 吸えるやん！」

あなたのお店を
「**情報提供喫煙所**」
として登録しませんか？



大阪市では、店内での喫煙が可能な飲食店等の事業者に対し、
「大阪市喫煙所情報提供登録制度」への登録をお願いしています。

※喫煙可能な場所の利用条件として「店舗利用者のみ可」「加熱式たばこのみ可」等ご設定いただけます。

お店の情報発信に

登録情報は**本市ホームページ**及び**喫煙所マップ**に掲載！
マップにはルート検索機能も搭載しています。
※ホームページ等への掲載イメージは本紙裏面をご確認ください。

WEBでお手軽申請

「**大阪市行政オンラインシステム**」
なら登録申請手続きがWEBで完結。
書類等の提出は必要ありません。
※本システムの初回ご利用時、利用者登録が必要です。

大阪市行政オンラインシステム



検索



大阪市環境局 事業部事業管理課
路上喫煙対策担当
TEL：06-6630-3153



店舗情報のホームページ掲載イメージ



本市ホームページ
「大阪市内の喫煙
可能な場所について」

アクセスはこちら▶



住所をタップで
喫煙所マップ
にアクセス！

情報提供喫煙所（一部を除き店舗利用の必要あり）

・喫茶おおさか

利用条件: 店舗利用者のみ

所在地: 大阪市阿倍野区阿倍野筋●丁目▲番■号

面積等: 10 平方メートル

供用時間: 月曜日から日曜日（祝日含む）の8時から

喫煙所形態: 屋内喫煙所



ホームページの
URLも
載せられるんやね



アカンずきん

お店までのルートも
バッチリや！

